

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の支給事業について

1 支給事業の概要

(1) 趣旨

消費税率の引上げに伴う、低所得者・子育て世帯への影響緩和を図るため、臨時的な措置として実施する。

(2) 実施主体と経費負担

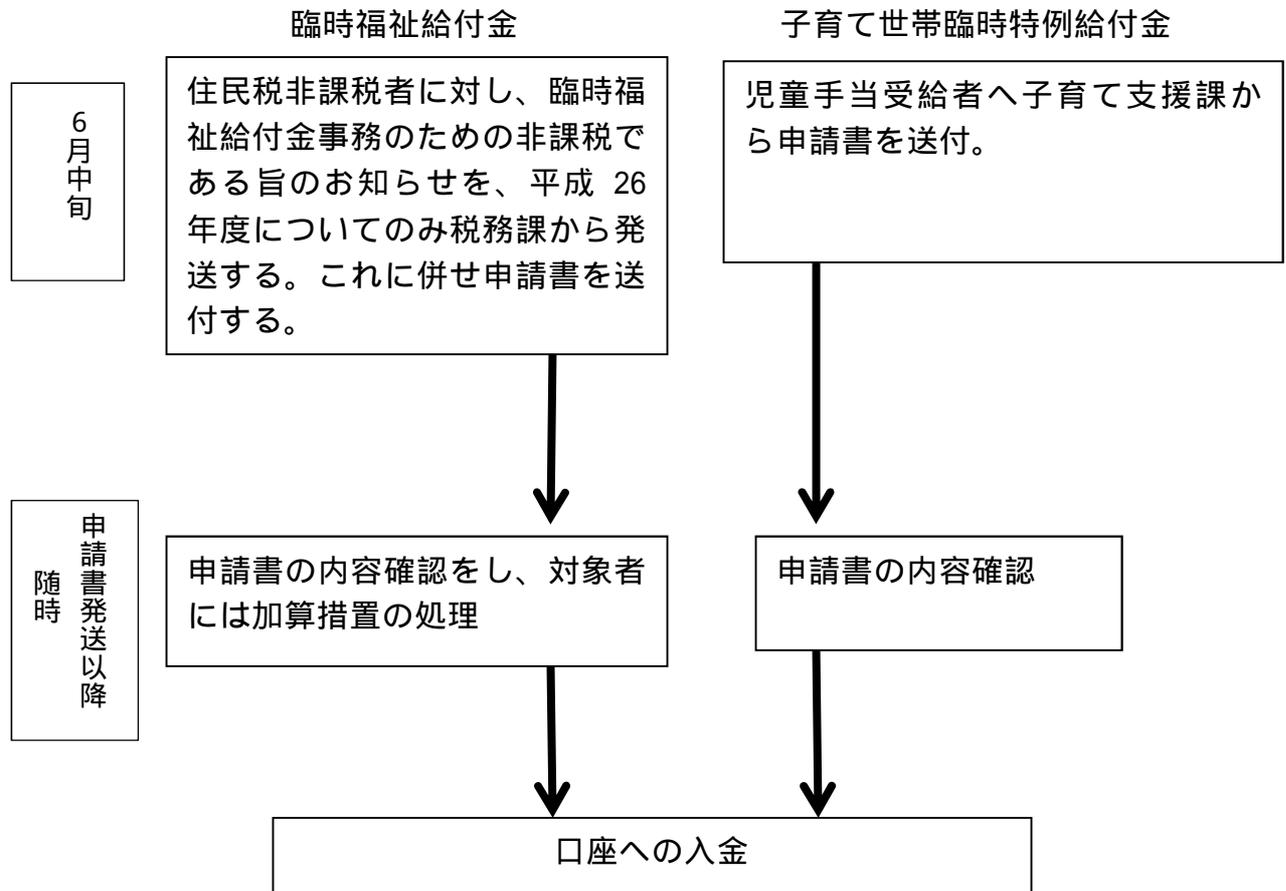
市町村(特別区を含む)が実施。なお、費用については全額国庫負担(補助率 10/10)。

(3) 支給対象者・支給額、および練馬区における対象者等

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
基準日	平成 26 年 1 月 1 日	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日において住民基本台帳に記録されている者 ・ 住民税(均等割)が課税されていない者 (除外) <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税者の扶養親族等 ・ 生活保護受給者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年 1 月児童手当受給者で前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> 給付対象児童 平成 26 年 1 月分(1 月 1 日生まれの児童については 2 月分)の児童手当(特例給付含む)の対象となる児童 (除外) <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時福祉給付金対象者 ・ 生活保護受給者等 </div>
支給額	対象者一人につき 10,000 円 年金等受給者 5,000 円加算	対象児童一人につき 10,000 円
練馬区 の 対 象 者 数	約 110,000 人 (内、加算対象者約 60,000 人)	約 73,000 人
練馬区 の 支 給 予 算 額	1,400,000 千円	730,000 千円

2 支給事務の進め方

(1) 申請書の送付から支給まで



(2) 住民税未申告者への対応

例年実施している住民税未申告者への勧奨に合わせ、臨時福祉給付金について周知を図る予定

(3) 申請受付期限

平成26年12月

3 区民への周知

(1) 区報

(2) ホームページ